

改正

平成19年 3 月31日規則第92号

平成20年11月28日規則第48号の 2

平成27年 3 月31日規則第64号

令和 3 年 3 月24日規則第62号

令和 5 年 8 月25日規則第 8 号

令和 8 年 1 月23日規則第29号

大牟田市学童保育所条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大牟田市学童保育所条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放課後児童支援員)

第 3 条 入所児童の支援を行うため、学童保育所に 2 人以上の放課後児童支援員を置く。この場合において、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下この条において同じ。）をもってこれに代えることができる。

2 補助員は、児童の福祉に関し知識経験を有する者でなければならない。

3 障害を有する等の事由により特に配慮が必要な入所児童がいるときは、障害の程度等を考慮の上、適正に放課後児童支援員又は補助員を配置するものとする。

(入所の承認等)

第 4 条 学童保育所に入所しようとする児童の保護者は、学童保育所入所申込書（様式第 1 号。以下「入所申込書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、入所を承認したときは学童保育所入所承認兼利用料決定通知書（様式第 2 号）により、次項の規定により入所を保留したときは学童保育所入所保留通知書（様式第 2 号の 2）により、第 4 項の規定により入所を承認しなかったときは学童保育所入所不承認通知書（様式第 2 号の 3）により、当該申込みをした者に通知する

ものとする。

3 市長は、第1項の申込みに係る入所が次の各号に該当するときは、入所を保留することができる。

(1) 利用定員を超える入所となるとき。

(2) 入所児童に前条第3項の規定による放課後児童支援員又は補助員の配置が必要な場合であって、当該配置に時間を要するとき。

4 市長は、第1項の申込みに係る入所が次の各号に該当するときは、入所を承認しないことができる。

(1) 入所児童が疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。

(2) 使用料に未納があるとき。

(届出)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 入所申込書の記載事項に変更があったとき。

(2) 入所児童を長期にわたり欠席させようとするとき。

(3) 入所児童又は利用者に事故が生じたとき。

(退所の申込み及び承認)

第6条 利用者は、児童を学童保育所から退所させようとするときは、学童保育所退所申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、学童保育所退所決定通知書（様式第4号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(承認の取消し及び出席停止)

第6条の2 市長は、条例第8条の規定により入所の承認を取り消すときは、学童保育所入所承認取消通知書（様式第4号の2）により利用者に通知するものとする。

2 市長は、条例第8条の規定により出席の停止を命じるときは、書面又は口頭により利用者に通知するものとする。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第12条の規定により学童保育所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項の規定及び様式第2号中「学童保育所入所承認兼利用料決定通知書」とあるのは「学童保育所入所承認兼利用料金決定通知書」と、第4条第4項第2号の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免等)

第8条 指定管理者は、条例第14条第3項の規定により、特に理由があると認める場合は、利用料金の減免又は返還をすることができる。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金を減免するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(公募の公告)

第9条 市長は、条例第16条の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせる学童保育所の名称及び位置
- (2) 条例第17条に規定する申請（以下「指定申請」という。）をすることができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者の指定の予定期間
- (5) 指定申請の方法及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第10条 指定申請は、市長が別に定める期日までに大牟田市学童保育所指定管理者指定申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間における学童保育所の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、当該設立時における財産目録又はこれに類する書類）
- (4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者候補者の選定通知)

第11条 市長は、指定管理者の候補者を選定したときは、指定申請をした法人等に対し、大牟田市学童保育所指定管理者候補者選定通知書（様式第6号及び様式第6号の2）により、その結果を通知する。

(指定管理者の指定通知)

第12条 市長は、条例第18条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、大牟田市学童保育所指定管理者指定書（様式第7号）により通知する。

(協定)

第13条 指定管理者は、市長と学童保育所の管理に関し協定しなければならない。

2 前項の協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の内容に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 入所及び退所の承認に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 管理に要する費用に関する事項
- (6) 管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務の報告に関する事項
- (8) 損害賠償に関する事項
- (9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学童保育所に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例付則第2項の規定により指定管理者の指定に関し必要な行為を行う場合は、この規則に定めるところによる。

付 則（平成19年3月31日規則第92号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年11月28日規則第48号の2）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第64号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月24日規則第62号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市学童保育所条例施行規則様式第1号、様式第3号又は様式第5号によりなされている申込み又は申請については、改正後の大牟田市学童保育所条例施行規則様式第1号、様式第3号又は様式第5号によりなされたものとみなす。

付 則（令和5年8月25日規則第8号）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市学童保育所条例施行規則様式第1号によりなされている申込みについては、改正後の大牟田市学童保育所条例施行規則様式第1号によりなされたものとみなす。

付 則（令和8年1月23日規則第29号）

この規則は、令和8年1月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

※ 太線内をご記入ください。

学 童 保 育 所 入 所 申 込 書						受付月日				
住 所						電話番号				
						緊急 連絡先				
児 童 名	ふりがな			男 ・ 女	_____年____月____日生 _____小学校____年 (_____年 _____月 _____日 現在)					
家 庭 の 状 況 (同居されている方全員)	氏	名	続 柄	年 齢	勤務先（電話番号）・ 学校・学年等			1か月の勤務日数 1日の勤務時間		
								1か月 日 : ~ :		
								1か月 日 : ~ :		
								1か月 日 : ~ :		
								1か月 日 : ~ :		
								1か月 日 : ~ :		
児童に関する事項										
家庭に関する連絡事項					学童保育所から自宅までの地図					
卒 園 名										
希 望 する 学童保育所		_____学童保育所（継続・新規）								
希 望 する 入 所 期 間		_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで								
帰宅予定時間										
学童保育所の入所について、上記のとおり申し込みます。 _____年 _____月 _____日 様 保護者名_____										

※承認を受けた入所期間が終了する前に退所する場合は、必ず退所申込書を提出してください。

兄 弟	有（就学前児・就学後児）・無				母 子	有 ・ 無				
入所日	_____年 _____月 _____日				退所日	_____年 _____月 _____日				
	料金区分	A	B	C	A	B	C	A	B	C
	金 額	_____月分から _____円			_____月分から _____円			_____月分まで _____円		

様



年度学童保育所入所承認兼利用料決定通知書

申込みのありました学童保育所への入所について、次のとおり承認します。

学 童 保 育 所 名	
児 童 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
入 所 期 間	

上記入所児童に係る は、次のとおり決定しました。

月 額	円
-----	---

- ※ 前年度の市民税課税世帯は、7・8月については、 円です。
- ※ 前年度の市民税非課税世帯は、7・8月については、 円です。
- ※ について変更があった場合はその旨通知します。
- ※ 入所申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- ※ 上記入所期間中に退所をする場合は、必ず退所する 2 日前までに退所申込書を提出してください。

年 月 日

様

印

年度学童保育所入所保留通知書

申込みのありました学童保育所への入所について、次のとおり直ちに入所することができないため、保留としたので、大牟田市学童保育所条例施行規則第4条第2項に基づき、通知します。

なお、入所が可能となった場合は、通知します。

学童保育所名	
児童氏名	
性別	
生年月日	年 月 日
入所を保留する理由	
保留有効期間	年 月 日 まで

※ 家族の労働形態や家庭の事情が変わった場合、入所を希望しないことになった場合には連絡してください。

この処分不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟においては、市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

様

印

年度学童保育所入所不承認通知書

申込みのありました学童保育所への入所について、次のとおり不承認としたので、大牟田市学童保育所条例施行規則第4条第2項に基づき、通知します。

学童保育所名	
児童氏名	
性別	
生年月日	年 月 日
入所を不承認とする理由	

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟においては、市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第6条関係）

学 童 保 育 所 退 所 申 込 書

児童住所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の児童については、 _____ 年 _____ 月 _____ 日をもって、 _____ 学童保育所を退所したいので、承認を申し込みます。

退所理由 _____

様

年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※ 事務処理の都合により、退所する2日前までに提出をお願いします。

年 月 日

様



学童保育所退所決定通知書

学童保育所の退所については、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
学童保育所名	
退 所 日	年 月 日

年 月 日

様

印

年度学童保育所入所承認取消通知書

年 月 日付けで通知をしました学童保育所の入所承認について、次のとおり取り消したので、大牟田市学童保育所条例施行規則第6条の2に基づき、通知します。

学童保育所名	
児童氏名	
性別	
生年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消の理由	

この処分不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟においては、市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第10条関係）

大牟田市学童保育所指定管理者指定申請書

年 月 日

大牟田市長 様

所在地

申請者 名 称

代表者

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

公の施設の名称

大牟田市学童保育所指定管理者候補者選定通知書

（団体名） （代表者名）	様	年	月	日
大牟田市長				印

年 月 日付け大牟田市学童保育所指定管理者の指定申請について審査した結果、指定管理者の候補者とすることとしたので通知します。		
施設の 表 示	所 在 地	
	名 称	
担 当 部 局		電話 —

注 本通知は、指定管理者の候補者の選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合その他指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第6号の2（第11条関係）

大牟田市学童保育所指定管理者選定通知書

(団体名) (代表者名)	年	月	日
	大牟田市長		印

年 月 日付け大牟田市学童保育所指定管理者の指定申請について審査した結果、指定管理者の候補者としないうこととしたので、通知します。		
施設の 表示	所在地	
	名称	
指定管理者の候補者 としないう理由		
担 当 部 局		電話 —

大牟田市学童保育所指定管理者指定書

（団体名） （代表者名）	様	年 月 日
	大牟田市長	印

大牟田市学童保育所条例（第18条）の規定により、指定管理者に指定します。		
施設の表示	所在地	
	名称	
指 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
指 定 の 条 件		1 地方自治法、大牟田市学童保育所条例その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守すること。 2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書及び収支予算書に基づいた管理を行うこと。 3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。 （1）施設の管理業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。 （2）指定に関し不正の行為があったとき。 （3）法令の規定、指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条項に違反したとき。 （4）法令の規定、指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき、本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。 （5）その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。 4 本市が、学童保育所の供用を休止し、又は廃止するときは、指定の期間内であっても、指定を取り消すことがある。
担 当 部 局		電話 —